

田川広域水道企業団条件付一般競争入札実施要綱

令和6年4月5日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、田川広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事及び設計・測量等建設工事附帯業務（以下「工事等」という。）の請負契約に係る条件付一般競争入札の実施に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2に定めるものをいう。

(対象工事等)

第3条 条件付一般競争入札の対象となる工事等（以下「対象工事等」という。）は、予定価格が200万円を超えるもののうち次の一に該当する場合に企業長が総合的に判断するものとする。ただし、企業長が緊急に施工を要すると認める工事等又は条件付一般競争入札により難いと認める工事等を除くものとする。

- (1) 工事等の規模が大きく技術的難易度が高いもの
- (2) 工事等の規模が大きく専門的又は特殊な技術を要するもの
- (3) 企業長が特に必要と認めるもの

(入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件を基準として定めるものとする。

- (1) 対象工事等の業種について、田川広域水道企業団契約事務規則（令和5年規則第2号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する競争入札参加有資格者名簿に記載されていること。
- (2) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく企業団の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 別に定める田川広域水道企業団建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（令和5年告示第12号）に基づく指名停止期間中でないこと。また、国、県又は企業団の構成団体の指名停止の措置要領等に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 対象工事等の性質又は目的を考慮して別に定める営業所の所在地要件を満たす者であること。
- (5) 対象工事等に一定の資格等を有する技術者を配置することが可能であると認められ

る者であること。

(6) 対象工事等の施工に必要な施工実績を有する者であること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、企業長が対象工事等ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしていること。

(入札参加資格の決定)

第5条 企業長は、入札参加資格を田川広域水道企業団建設業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）に諮った上で、決定するものとする。

(入札の公告等)

第6条 企業長は、前条の規定により入札参加資格を決定したときは、施行令第167条の6及び規則第5条の規定に基づき公告するものとする。

2 前項の規定による公告（以下「入札公告」という。）は、田川広域水道企業団公告式条例（平成元年条例第2号）に定める掲示場及び田川広域水道企業団ホームページに掲示する方法により公表するものとする。

(入札参加申請)

第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を指定した期日までに企業長に提出し、条件付一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) その他企業長が必要と認める書類

(入札参加者の決定及び通知)

第8条 企業長は、入札参加希望者から提出された申請書等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査の上、入札参加者を決定するものとする。この場合において、指名委員会に諮った上で決定するものとする。

2 企業長は、入札参加者を決定したときは、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）により入札参加希望者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格を有しないと認める者に対しては、条件付一般競争入札参加資格確認通知書にその理由を付するものとする。

3 前項の規定により通知を行った日から入札日までの間に、第1項の規定により入札参加資格を有すると認められた者が第4条に規定する入札参加資格を満たさなくなった場合は、企業長は、前項の規定による決定を取り消し、その旨を通知するものとする。

(入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由説明)

第9条 入札参加資格を有しないと認められた者は、企業長が定める日までにその理由について書面により説明を求められることができるものとする。

2 企業長は、前項の規定による説明を求められたときは、入札参加資格を有しないと認

める理由に係る説明書（様式第3号）により回答しなければならない。

3 企業長は、前項の規定により回答を行う場合は、指名委員会に諮るものとする。

（入札に参加できない者）

第10条 入札参加資格を有すると認められた者のうち、次に掲げる者は、対象工事等の入札に参加できない。

(1) 申請書等に虚偽の記載をした者

(2) 指定した期日までに対象工事等の仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）を受け取らなかった者

（設計図書等及び現場説明会）

第11条 企業長は、入札参加者に対しては設計図書等を配布するものとする。

2 入札参加者は、対象工事等の内容に対する質問を書面により行うことができる。

3 現場説明会は、企業長が特に必要と認める場合を除き、開催しないものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月5日から施行し、同日以後に起工する工事等について適用する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

田川広域水道企業団 企業長 殿

住所又は所在地

商号又は名称

代表者資格氏名

下記の条件付一般競争入札に参加したいので申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと、並びに提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日年.....月.....日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 配置予定技術者等の氏名及び資格

区 分	氏 名	資格・免許の名称
主任（監理）技術者		
現 場 代 理 人		
営業所の専任技術者		

5 同種・類似工事の施工実績

入札参加資格を満たす施工実績は、次のとおり

発注者	
工事名	
契約金額	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで

ア この申請書提出後又は確認通知書受領後に、入札参加資格を喪失した者は、入札前までに「入札辞退届」を提出してください。

イ この申請書は、返却しません。また、受付期間を過ぎてからの修正、差替え及び取下げは出来ません。

ウ 選任が必要となる工事の主任（監理）技術者及び現場代理人は、営業所の専任技術者との兼任は出来ません。

エ 配置予定技術者の施工経験が要件となっている場合は、要件を満たす施工経験であって工事の内容や完成が確認できる書類（建築基準法に基づく建築主事等の検査済証の写し、公共団体が竣工を認定した書面の写し、工事実績情報システム（CORINS）データの写し等）添付してください。

オ 配置予定技術者は、原則工事が完成するまで変更できません。

カ 監理技術者、主任技術者及び現場代理人の資格、免許等の写し及び開札日時時点で3か月以上継続して雇用関係があることを確認できる書類（社会保険等）の写しを添付してください。（営業所の専任技術者については、写しの添付不要）

キ 同種又は類似工事の施工実績は、発注者、工事名、契約金額及び工期を記入し、工事概要を確認できる完成通知書又は履行証明書の写しを添付してください。ただし、当企業団発注工事の場合は、添付書類は不要です。

殿

田川広域水道企業団 企業長

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

さきに申請のあった条件付一般競争入札参加資格の審査結果を下記のとおり通知します。

記

公 告 日	年 月 日
工 事 名	
入札参加資格の有無 及びその理由	有 ・ 無
	入札参加資格を有しないと認める理由

- (注) 1 入札参加者は、入札会当日、この通知書を入札会場に持参してください。
- 2 入札参加資格を有しないと認められた者は、入札参加資格を有しないと認める理由について、年 月 日 () までに書面により入札及び契約を所掌する課に説明を求めることができます。

様式第3号（第9条関係）

公 印 省 略

年 月 日

殿

田川広域水道企業団 企業長

入札参加資格を有しないと認めた理由に係る説明書

さきに説明請求のあった入札参加資格を有しないと認める理由について、下記のとおり説明します。

記

工 事 名	
説 明 事 項	